

## 令和7年度 此花区地域活性化支援事業 業務委託

### 募集要項（公募型プロポーザル）

#### 1 案件名称

令和7年度 此花区地域活性化支援事業 業務委託

#### 2 業務内容に関する事項

##### (1) 事業目的と概要

大阪市では、地域の課題や資源などの実情を最もよく知る地域の住民や団体が、企業、NPO、福祉施設、医療・教育機関などの多様な活動主体と協働をして、自律的に地域の運営を行う、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」を推進している。

これは、少子・高齢化や居住環境の変化等を一因とした、つながりの希薄化・地域活動の担い手不足などが進行する一方で、地域社会が抱える課題やニーズが一層複雑多様化していることから、行政のみならず多様な活動主体による働きかけ（マルチパートナーシップ）により、地域社会全体で対処していこうとする考え方である。加えて、そうした地域社会の実現に向けては、「幅広い住民参加」と「自らの地域のことは自らの地域で決めるという自律的な地域運営」を欠かすことができない。

此花区においては、平成25年に区内の各校区等地域単位で、多様な活動主体から構成される地域活動協議会が形成され、地域の将来像を共有し、個々の主体の特性を発揮しながら、今日まで地域の運営に取り組んできた。当該取組みを更に前進させていくためには、活動に携わる新たな担い手や参画者の獲得、地域人材の育成と定着化、オンラインツールの利活用による既存の地域活動手法の改善等に取り組むことが重要なテーマであると捉えている。

本事業では、民間事業者の専門性やノウハウを活用し、主要テーマと地域課題の分析を踏まえながら、地域活動協議会が、安心・安全なまちづくり、福祉・子育て・コミュニティづくりなどの分野における各種の課題解決に向けた、自律的な取組みを進めることができるように、積極的な支援等働きかけを展開することを目的としている。

##### (2) 業務内容

上記目的を達成するために、次の業務を行う。

- ア 地域活動協議会の自律的運営を促進するための支援
- イ 地域活動協議会の事業活動会計及び組織運営にかかる事務補助
- ウ 大きな公共の実現に向けた支援
- エ 区が実施する市民活動分野にかかる事業の拡充に向けた補助
- オ その他

※ 各業務にかかる具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

##### (3) 事業規模（契約上限額）

金 13,860,000 円（消費税及び地方消費税含む）

- (4) 契約期間  
令和7年4月1日(火)〔予定〕～令和8年3月31日(火)
- (5) 履行場所  
此花区内
- (6) 費用分担  
受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (7) その他  
受託者が地域活性化支援事務所を区役所庁舎内に設置する場合は、別途協定を締結し、庁舎の光熱水費(決算額)を面積按分により負担する必要があること。

### 3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法  
大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。  
なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。
- (2) 委託料の支払い  
業務完了後、本市の検査を経て、受託者からの請求に基づき支払うこととする。但し、大阪市会計規則第51条第1項第15号の規定に基づいて概算払いを行う場合は、半期ごとの支払いを原則として、受託者に求める所定の請求書類に基づき、指定口座への振込を行う。  
なお、同規則第52条各項の規定に基づく経費の精算が必要であること。
- (3) 契約保証金  
大阪市契約規則第37条第3項に定める契約保証金の納付を要する。但し、同規則同条第1項に該当するときは免除することができる。
- (4) 再委託について
  - ア 受託者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者はこれを再委託することはできない。
  - イ 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
  - ウ 受託者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
  - エ 受託者は、上記ウの規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先

事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から委託者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により委託者の確認を受けなければならない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、委託者は、上記ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと委託者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託者を選定したときは、この限りではない。

カ 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を上記ウ及びエに規定する書面とあわせて委託者に提出しなければならない。

#### (5) 個人情報の取扱い

本事業で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）に基づき適正に取扱うこと。

#### (6) その他

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

イ 本案件に関する予算は、現在、令和7年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行なわない。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

ウ 契約の締結は、令和7年度大阪市予算が発効したときとする。

エ 契約候補者選定後から契約締結までに、同候補者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わない。

## 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる全ての基準に該当し、此花区役所の参加資格審査において、その資格を有すると認めた者は、本プロポーザルに参加することができる。

※ 資格審査は、「公募型プロポーザル参加申出書類一覧」**別表1**に掲げる書類に基づき行う。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、国・地方公共団体ではないこと。
- (5) 大阪市内に事務所を有するか、または大阪市内を活動の拠点としていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人等でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。
- (7) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 上記(1)～(8)の条件を満たす団体同士の連合体での申請は可能とするが、以下の要件も満たす必要がある。

ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。

イ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。

ウ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。

エ 単独で応募した事業者は、本案件において、他の連合体の構成員となることはできない。

オ 各構成員は、本案件において複数の提案連合体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

年	月・日・曜日	内容
令和6年	12月2日（月）	公募・質問受付開始
	12月18日（水）	事業説明会への参加申込期限
	12月25日（水）	事業説明会（任意）
	12月27日（金）	質問受付締切
令和7年	1月9日（木）までに公開予定	質問に対する回答
	1月15日（水）	公募への参加申出書類の提出期限
	1月17日（金）	参加資格決定通知
	1月24日（金）	企画提案書の提出期限
	2月7日（金）〔予定〕	選定会議（プレゼンテーション等審査）
	2月19日（水）〔予定〕	選定結果通知
令和8年	4月1日（火）〔予定〕	契約締結・事業開始
	3月31日（火）	事業完了

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 事業説明会への参加手続き

本件公募への参加を検討する事業者を対象に、募集内容にかかる説明を実施する。

ア 開催日時：令和6年12月25日（水）〔時間帯は、受付締切後個別にEメールで通知する。〕

イ 開催場所：此花区役所 3階 講堂D（予定）

ウ 出席人数：1事業者につき、3名まで

エ 受付期間：令和6年12月2日（月）から12月18日（水）午後5時まで

オ 申込方法：説明会への出席を希望する事業者は、「事業説明会参加申込書」（様式 1）を作成し、8 (3)「提出先、問い合わせ先」に掲載するアドレス宛に、Eメールで提出すること。（※件名には「(申込) 地域活性化支援事業 説明会」と明記し、必ず到達確認の電話連絡を行うこと。）

(2) 質問の受付

ア 受付期間：令和 6 年 12 月 2 日（月）から 12 月 27 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法：「質問票」（様式 2）に記載し、8 (3)「提出先、問い合わせ先」に掲載するアドレス宛に、Eメールで提出すること。（※ 件名には「(質問) 此花区における地域活性化支援事業」と明記し、必ず到達確認の電話連絡を行うこと。なお、期間外及び電話、来訪での受付は行わない。）

ウ 回 答：令和 7 年 1 月 9 日（木）までに、此花区ホームページに掲載する。

(3) 公募への参加申出手続き

企画提案を行おうとする事業者は、次により参加申出書類の提出を行うこと。

ア 受付期間：令和 6 年 12 月 2 日（月）から 令和 7 年 1 月 15 日（水）までの期間中、各日午前 9 時から午後 5 時まで。

（区役所閉庁日及び午後 0 時 15 分から午後 1 時の時間帯を除く。）

イ 提出書類：公募型プロポーザル参加申出書類一覧 **別表 1** に掲げる書類の提出を行うこと。申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

ウ 提出部数：1 部

エ 提出方法：持参 又は 郵送に限る〔必着〕

オ 提出場所：此花区役所 3 階 34 番 まちづくり推進課 まちづくり推進グループ

(4) 参加者の資格決定等

公募型企画プロポーザル参加資格決定通知書を、令和 7 年 1 月 17 日（金）にEメールで通知する。なお、参加資格を満たさない事業者についても、その理由をEメールで通知する。

(5) 企画提案書の提出

企画提案者は、公募型プロポーザル参加資格決定通知書を受領した後に、以下の書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

①	令和 7 年度 此花区地域活性化支援事業 応募申請書	様式 7
②	企画提案書（表紙）	様式 8-1
③	事業の進め方について	様式 8-2
④	支援業務にかかる取組みについて①	様式 8-3
⑤	支援業務にかかる取組みについて②	様式 8-4
⑥	支援業務にかかる取組みについて③	様式 8-5
⑦	支援業務にかかる取組みについて④	様式 8-6
⑧	これまでの地域まちづくり支援の実績等について 〔過去 5 年間の類似業務受託実績等〕	様式 8-7
⑨	事業の実施体制について	様式 8-8

⑩	経費内訳書及び積算根拠	様式 8-9
⑪	事業活動の概要 直前 2 事業年度分の収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書 (任意団体等にあつてはそれぞれに相当する書類)	

イ 受付期間：令和 7 年 1 月 17 日（金）から 令和 7 年 1 月 24 日（金）までの期間中、  
各日午前 9 時から午後 5 時まで。

（区役所閉庁日及び午後 0 時 15 分から午後 1 時の時間帯を除く。）

ウ 提出部数：正本 1 部、副本 7 部、合計 8 部

※ 提出できる案は、1 案のみ。

※ 副本 7 部には、提案事業者名やその他提案事業者を推測される文言につ  
いて黒塗り（マスキング）を施したうえで提出すること。

※ 返信用封筒 1 通（長形 3 号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定  
記録郵便相当分の切手（320 円）を貼付したもの）も添付すること。

エ 提出方法：直接持参に限る（郵送、メール、FAX 不可）

オ 提出先：此花区役所 3 階 34 番 まちづくり推進課 まちづくり推進グループ

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点
①事業の企画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様に基づく事業目的及び業務内容の理解度</li> <li>・課題解決手法の的確性</li> <li>・地域特性を踏まえた解決・支援手法が提案されているか</li> <li>・課題解決手法の専門性、独創性</li> </ul>	45 点
②企画事業の効果、 実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の計画性（業務フローの的確性）</li> <li>・事業の達成目標が明確化され、その成果が見込まれるものか</li> <li>・事業の実現可能性</li> </ul>	30 点
③事業の実施体制、 遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に見合う実施体制があるか（人員配置等）</li> <li>・類似業務に関する専門性、情報やノウハウの蓄積</li> </ul>	15 点
④所要経費、 積算見積金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の積算についてはその内訳に無理がなく、妥当な内容であるか</li> </ul>	10 点

※ これまでの「此花区地域活性化支援事務所（通称：このはなまちセン）」の支援実績に  
ついては、下記ホームページ中の評価結果を参考にしてください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/konohana/page/0000436552.html>

### (2) 審査・選定方法等

有識者等で構成する「此花区地域活性化支援事業 業務委託事業者選定会議」において、次  
のとおり実施する。

ア 開催日：令和 7 年 2 月 7 日（金）〔予定〕

イ 開催場所：此花区役所 庁舎内

集合場所等の詳細については、参加資格決定通知書により個別に通知を行う。

ウ 選定方法：選定委員により、書類審査、プレゼンテーション審査及び質疑応答を行い、(1)の選定基準に基づく採点を行う。審査の結果、評価点の合計数が最も高い者を第一順位の契約候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数生じた場合（同点）には、審査項目中、事業の企画内容の得点がより高い者を契約候補者に選定する。

なお、合計得点が満点の6割に満たない事業者については、選定を行わない。

### (3) 失格事由

次の事項を確認した場合には、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ 契約上限額を超える提案を行うこと

カ 参加申出後から業者決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けること

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

ク プレゼンテーション等審査を欠席した場合

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価及び選定結果については、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページにも掲載する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

ウ 応募にかかる全ての書類は返却をしない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、原則公開の対象となる。

オ 本プロポーザルは参加者の専門性や履行能力に注目し、最も評価点が高い「企画提案者」を選定するものである。そのため、契約候補者に選定された場合でも、その企画提案内容の全てが必ずしも採用されるものではないこと。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類を、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(2) 契約締結に向けた協議

ア 契約候補者の選定後、当該候補者との協議により、必要な範囲において企画提案書の項目の追加、変更及び削除を行い、本契約の仕様に反映させることができる。

イ 契約候補者との協議が整わない場合、又は当該候補者が辞退した場合には、審査結果の合計得点が次点の者を新たな契約候補者とし、協議することができる。

(3) 提出先、問い合わせ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市此花区役所 まちづくり推進課 まちづくり推進グループ

TEL : 06-6466-9734

FAX : 06-6466-9919

E-mail : td0009@city.osaka.lg.jp

**別表 1**

**公募型プロポーザル参加申出書類一覧 [募集要項 6(3)関係]**

受付期間：令和 6 年 12 月 2 日（月）～令和 7 年 1 月 15 日（水）〔土日・祝日を除く〕 必着

受付時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

（午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分の時間帯を除く〔持参又は郵送に限る〕）

提出部数：1 部

	名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
①	公募型プロポーザル参加申出書	様式 3
②	業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等 (任意様式)
③	定款又は定款に類する規程及び役員名簿 (写し可)	任意団体については、定款に相当する書類及び代表 者選任時の議事録
④	貸借対照表、損益計算書の財務諸表 又は確定申告書	直前の事業年度分
⑤	申出内容誓約書	様式 4
⑥	登記簿謄本、又は登記事項全部証明書 (写し可)	法人の場合。提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。 (法人以外の団体については、類する書類を提出す ること。)
⑦	印鑑証明書	提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの (写し不可)
⑧	使用印鑑届	様式 5
⑨	税務署が発行する消費税及び地方消費税 の納税証明書 (写し可)	提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの 〔法人〕税務署の様式その 3 又はその 3 の 3 〔個人〕税務署の様式その 3 又はその 3 の 2 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出する こと。
⑩	市町村民税並びに固定資産税の納税証明書 (写し可)	提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出する こと。
⑪	委任状 (共同体による場合)	様式 6 全体の意思決定や管理運営に責任を有する共同体 の代表者を定め、当該者より提案申し出を行うこと とするが、代表者とならない事業者にあつては、代 表者に代表権を委任する旨を記載した委任状を提 出すること。
⑫	協定書 (共同体による場合)	共同事業者それぞれにおける役割分担等が明示さ れていること。

※令和 4・5・6 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、⑥、⑦、⑧、⑨、  
⑩を省略することができるものとする。